



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 9 月 21 日 (木 曜 日) 第 443 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知 (8件) …………… (“) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 4	

公 告

○入札公告…………… 4
○落札者等の公告…………… 5
公安委員会規則
○宮崎県公安委員会が保有する個人情報の保護等 に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
雑 報
○宮崎県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施 設及びその付近における車両の一時停止その他 の車両の通行方法の変更の公告…………… 6

告 示

宮崎県告示第 676号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サービス 事業 所		指定居宅サービス 事 業 者		指 定 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570601569	訪問看護ステーションエルプラス	宮崎県日向市都町13-6第7小松ビル 203号室	合同会社サンライズ	宮崎県日向市都町13-6第7小松ビル 203号室	令和5年8月4日	訪問看護

宮崎県告示第 677号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定介護予防 サービス事業 所		指定介護予防 サービス事業 者		指 定 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
45B0300031	杉本病院 介護医療院 訪問リハビリテーション	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地 5	医療法人社団杉杏会	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地 5	令和5年8月1日	介護予防訪問リハビリテーション
4570601569	訪問看護ステーションエルプラス	宮崎県日向市都町13-6第7小松ビル 203号室	合同会社サンライズ	宮崎県日向市都町13-6第7小松ビル 203号室	令和5年8月4日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 678号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 5 年 9 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字奥村 1008-74

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字奥村1008-74 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 679号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字尾八重字楠之木1669-1のイ、1677-9

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 680号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字麻藪 3 98-3、398-4

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 681号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字石河内字大久保 644-50、644-57、645-38から 645-40まで、646-54、646-60

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 682号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 9 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字板屋 2 11-1、211-6、223-1、223-4

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 683号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字榎葉谷1111、1116-8

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 684号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字永野8954-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 685号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市横市町 252-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

252-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 686号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字榎木尾 657、660-5から660-7まで、660-71から660-73まで、660-75、660-86

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字榎木尾 660-71から660-73まで・660-75・660-86

(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、657、660-5から660-7まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 687号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年9月21日から同年10月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
14	県道	佐土原 国富線	東諸県郡国 富町大字木 脇字丹波田 4151番1地 先から同郡 同町同大字 字新土手31 03番1地先 まで	旧	7.1～ 13.9	548.1
				新	11.3～ 16.8	548.1

宮崎県告示第 688号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年9月21日から同年10月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
14	県道	佐土原 国富線	東諸県郡国 富町大字木 脇字丹波田 4151番1地 先から同郡 同町同大字 字新土手31 03番1地先 まで	令和5年9月21日

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 ネットワーク機器一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年2月29日
- (4) 契約期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで（60月）
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に該当する金額を加算した金額（

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特記事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和5年宮崎県告示第 638号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年10月25日（水）までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間

令和5年9月21日（木）から令和5年10月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601
- (2) 期間 令和5年9月21日(木)から令和5年11月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- (2) 期間 令和5年9月21日(木)から令和5年11月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- (2) 提出期限 令和5年11月1日(水)午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁3号館4階 委員会室
- (2) 日時 令和5年11月2日(木)午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Network equipment for school: 1 unit
- (2) Time-limit for tender: 5:00p.m, 1 November, 2023
- (3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-44-2601

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年9月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名
交通事故分析システムの賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ドーン
代表取締役 宮崎 正伸
兵庫県神戸市中央区磯上通2丁目2番21号 三宮グランドビル5階
- 5 落札金額
82,077,600円(消費税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年7月27日

公安委員会規則

宮崎県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月21日

宮崎県公安委員会委員長 江藤利彦

宮崎県公安委員会規則第8号

宮崎県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)の規定に基づく宮崎県公安委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県規則第2号)の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)の規定に基づく宮崎県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県規則第2号)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑

報

宮崎県道路公社公告第 1 号

「宮崎県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法」（平成19年宮崎県道路公社公告第 1 号）の一部を次のように改正したので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第24条第 4 項の規定により公告する。

令和 5 年 9 月 21 日

宮崎県道路公社理事長 大 西 祐 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用)</p> <p>第 1 条 <u>公社が法第24条第 1 項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</u></p>	<p>(適用)</p> <p>第 1 条 <u>法第24条第 1 項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</u></p>